

動物診療施設開設届出の手続きについて

- ★ 動物診療施設を開設した場合、その開設の日から**10日以内**に、届出が必要となります。当該診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更した場合も、同様です。なお、届出費用は無料です。
- ★ 届出先は、動物診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所又は支所（駐在機関）[下表]になります。なお、御不明な点がありましたら、動物診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所又は支所（駐在機関）へお問い合わせください。
- ★ 受付時間 平日の午前8:30～11:30 午後1:00～4:30

家畜保健衛生所名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄区域
鹿児島中央家畜保健衛生所	〒899-2201	日置市東市来町湯田1678	099-274-7555	鹿児島市、日置市、いちき串木野市、鹿児島郡
〃 熊毛支所	〒891-3604	熊毛郡中種子町野間6065	0997-27-0036	西之表市、熊毛郡
〃 大島支所	〒894-0512	奄美市笠利町中金久77	0997-63-0045	奄美市、大島郡
〃 大島支所喜界町駐在機関	〒891-6202	大島郡喜界町湾160-1	0997-65-0046	大島郡
〃 大島支所瀬戸内町駐在機関	〒894-1507	大島郡瀬戸内町古仁屋瀬久井西20-6	0997-72-0246	大島郡
〃 徳之島支所	〒891-7101	大島郡徳之島町亀津913	0997-83-0074	大島郡
〃 徳之島支所和泊町駐在機関	〒891-9112	大島郡和泊町和泊500-4	0997-92-0043	大島郡
〃 徳之島支所与論町駐在機関	〒891-9301	大島郡与論町茶花1420-2合同庁舎内	0997-97-2033	大島郡
南薩家畜保健衛生所	〒897-0302	南九州市知覧町郡4210-18	0993-83-2156	枕崎市、指宿市、南さつま市、南九州市
北薩家畜保健衛生所	〒895-0067	薩摩川内市上川内町5568-1	0996-22-2184	阿久根市、出水市、薩摩川内市、薩摩郡、出水郡
始良家畜保健衛生所	〒899-5241	始良市加治木町木田1641-1	0995-62-3070	霧島市、伊佐市、始良市、始良郡
曾於家畜保健衛生所	〒899-7601	志布志市松山町新橋21-17	0994-87-2351	曾於市、志布志市、曾於郡
肝属家畜保健衛生所	〒893-0025	鹿屋市西祓川町145-1	0994-43-2515	鹿屋市、垂水市、肝属郡

診療施設の開設届出が必要となる場合	取 扱 基 準 等
・新規に診療施設を開設	
・開設者の変更	・個人から法人へ、親から子へ変更する場合等 ・旧施設の廃止届出及び新施設の開設届出が必要
・開設場所の変更(移動)	・旧施設の廃止届出及び新施設の開設届出が必要
・全面的な改築を実施	・旧施設の廃止届出及び新施設の開設届出が必要

必 要 な 書 類	取 扱 基 準 等
(1) 診療施設開設届出書	
(2) 診療施設の付近の見取り図	
(3) 診療施設の構造設備の概要及び平面図	
(4) 獣医師免許証の写し	・管理者及び診療を行う全ての獣医師の獣医師免許証〔原本確認を行います〕 ・開設者が獣医師の場合、開設者の獣医師免許証も必要
(5) エックス線装置に関する概要書	
(6) エックス線装置の位置を記入した診療施設の平面図	・(3)にエックス線装置の位置が記入されている場合、省略可
(7) エックス線装置を使用する部屋の遮へい物等の配置状況	
(8) エックス線診療室における放射線測定結果書	
(9) 定款	・開設者が法人である場合